

はちじょう 11月

町の人口 (10月1日現在) (先月1日比)

人口	7,948人	増	4人
男	3,944人	増	1人
女	4,004人	増	3人
世帯数	4,492世帯	増	1世帯

9月中の異動
 転入ほか……27人 (うち出生 8人)
 転出ほか……23人 (うち死亡11人)

各地域の人口・世帯数 (10月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,086	1,837	1,872	3,709
大賀郷	1,514	1,322	1,311	2,633
檜立	293	261	274	535
中之郷	389	356	373	729
末吉	210	168	174	342

島の宝 子どもたち躍動!! ~10月2日あおぞら保育園運動会~



目次

- 02-04 ▶ 平成25年度公営企業会計決算のあらまし
- 04-05 ▶ 平成26年度公営企業会計予算の状況
- 06-07 ▶ 平成26年度自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い ほか
- 08-09 ▶ 交通安全ポスター、ごみの減量化ポスター、火災予防ポスター・標語 入選作品
- 10 ▶ 国保だより
- 11 ▶ 国民年金/従業員の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収で!
- 12 ▶ 税のお知らせ
- 13 ▶ 児童虐待防止推進月間/養育家庭(ほっとファミリー)制度 ほか
- 14 ▶ 母子保健/子どもの定期予防接種のお知らせ
- 15 ▶ 平成27年度八丈町立保育園 入園児募集のご案内 ほか

- 16 ▶ 環境だより/し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ
- 17 ▶ 水道だより/町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療
- 18 ▶ 医療保険と介護保険/住民係からのお知らせ
- 19 ▶ 道路に張り出している樹木などの伐採のお願い/東京都シルバーパス制度をご存知ですか
- 20 ▶ 教育委員会だより
- 21 ▶ 就学時健診を実施します/図書館からのお知らせ ほか
- 22 ▶ 無料法律相談のお知らせ/東京法務局 特設登記所開設
- 23 ▶ 原付免許試験のお知らせ/秋の全国火災予防運動 ほか
- 24-26 ▶ お知らせ掲示板
- 26 ▶ はちじょうトピックス
- 27-29 ▶ 参加しませんか?募集しています!

平成25年度公営企業会計決算のあらまし

八丈町は、水道事業・一般旅客自動車運送事業・病院事業の3事業について、地方公営企業法の規定の全部適用を受け、それぞれ特別会計を設けて、独立採算制の企業会計方式により経営しています。

1. 水道事業会計

本事業は、町民により安全でおいしい水を供給するために、水道施設の整備を図りながら安定給水の確保に努めてまいりました。本年度の主な建設改良事業としては、配水能力を充実させ、水量を安定確保するために坂下地区配水管布設工事（第一工区）・（第十三工区）および坂上地区配水管布設工事（第九工区）・（第十工区）を実施しました。

本年度の総収益は292,347千円（前年比1,356千円の増）費用は290,804千円（前年比5,932千円の増）となり、当年度純利益が1,543千円となりました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金総額20,878千円のうち、資本勘定に繰入れた一般会計補助金8,518千円を除く4,971千円を営業外収益、7,389千円を特別利益として損益勘定に繰入れました。

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】		(単位：千円)	【収益的支出】		(単位：千円)
区 分	決算額		区 分	決算額	
給水収益（水道料金）	278,326		人件費	41,954	
負担金（給水装置負担金）	1,470		物件費	83,049	
雑収益	191		減価償却費	122,642	
一般会計補助金	4,971		支払利息	29,734	
特別利益	7,389		繰延勘定償却	3,355	
合 計	292,347		雑支出	254	
			特別損失	9,816	
			合 計	290,804	
			当年度純利益	1,543	

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】		(単位：千円)	【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	決算額		区 分	決算額	
企業債	85,100		配水施設費	18,572	
一般会計補助金	8,518		坂下地区上水道整備費	125,771	
国庫補助金	23,848		坂上地区簡易水道整備費	103,742	
都補助金	119,752		企業債償還金	96,768	
合 計	237,218		合 計	344,853	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額107,635千円は、消費税資本的収支調整額4,568千円、損益勘定留保資金103,067千円で補てんした。

2. 一般旅客自動車運送事業会計

本事業は、町民の身近な公共機関として、また、観光客の便利で手ごろな交通手段として、引き続き安全・安心な輸送サービスの提供や接遇の向上を図りながら、一人でも多くの方に利用いただけるよう努めてまいりました。しかしながら、乗合バスは人口減少などによる乗客の減少、観光貸切バスについても、前年同様関西方面への営業や観光振興実行委員会の集客事業などを実施したものの、貸切バス利用回数の減少により運送収入は減収となりました。こうした中、老朽化したバス車両を2両更新し、旅客運賃（貸切）を改定しました。本年度の総収益は112,606千円（前年比673千円の増）、総費用は112,203千円（前年比1,716千円の増）となり、当年度純利益が403千円となりました。また、経常収益（一般会計補助金除く）は54,845千円（前年比6,391千円の減）、経常費用は109,534千円（前年比606千円の減）となり、一般会計からの補助金57,000千円（前年比7,000千円の増）を計上しました。

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
乗合収益	13,626
貸切収益	40,388
雑収益	722
一般会計補助金	57,000
都補助金	109
特別利益	761
合 計	112,606

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
人件費	79,947
物件費	21,281
減価償却費	6,547
支払利息	39
雑支出	1,720
特別損失	2,669
合 計	112,203

当年度純利益	403
--------	-----

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
企業債	38,000
都補助金	1,407
合 計	39,407

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
建物整備費	698
固定資産購入費	41,641
退職給与金	5,325
企業債償還金	3,200
合 計	50,864

資本的収入額が資本的支出額に不足する額11,457千円は、消費税資本的収支調整額2,001千円、損益勘定留保資金9,456千円で補てんした。

3. 病院事業会計

町立八丈病院は、東京の島々の中で唯一の自治体病院であり、離島における医療確保のため、町民はもとより青ヶ島村民および八丈近海を航行する他府県からの漁船員並びに島を訪れる観光客など多くの患者に対処するとともに、内科・外科・小児科・産婦人科のほか12の臨時診療（専門外来）を実施し、伊豆諸島における中核的病院としての役割を果たしています。本年度は医療情報システム、分包機、透析水処理装置、ジェットウォッシャー洗浄装置並びに解析付心電計などを整備し、医療サービスの充実を図りました。

本年度の総収益は1,469,692千円（前年比42,593千円の減）、総費用は1,496,176千円（前年比16,666千円の減）となり、当年度純損失が26,484千円となりました。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金総額362,559千円のうち、資本勘定に繰入れた一般会計負担金72,128千円を除く289,858千円（一般会計負担金58,605千円、一般会計補助金231,253千円）を医業外収益、573千円を特別利益として損益勘定に繰入れました。

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
入院収益	251,924
外来収益	723,969
その他医業収益	37,990
都補助金	148,290
一般会計負担金	58,605
一般会計補助金	231,253
患者外給食収益	1,656
その他医業外収益	15,108
他会計補助金	324
特別利益	573
合 計	1,469,692

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
人件費	504,388
材料費	473,749
経費	341,918
減価償却費	80,898
研究研修費	4,140
支払利息	38,031
繰延勘定償却	9,773
雑支出	42,709
特別損失	570
合 計	1,496,176

当年度純損失	26,484
--------	--------

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
企業債	100,800
一般会計負担金	72,128
都補助金	37,121
他会計補助金	42,625
寄附金	20
合 計	252,694

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
建物整備費	13,052
固定資産購入費	162,316
退職給与金	3,878
企業債償還金	142,687
合 計	321,933

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 69,239千円は、消費税資本的収支調整額 8,012千円、損益勘定留保資金 61,227千円で補てんした。

平成26年度公営企業会計予算の状況

1. 水道事業会計

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
給水収益（水道料金）	307,464
負担金（給水装置負担金）	1,566
雑収益	264
一般会計補助金	5,394
長期前受金戻入	105,256
特別利益	25,260
合 計	445,204

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
人件費	42,567
物件費	104,949
減価償却費	222,378
支払利息	28,552
繰延勘定償却	3,356
特別損失	25,269
予備費	200
合 計	427,271

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
企業債	189,500
一般会計補助金	9,497
国庫補助金	12,059
都補助金	72,925
合 計	283,981

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
配水施設費	128,456
坂下地区上水道整備費	103,037
坂上地区簡易水道整備費	52,795
固定資産購入費	3,427
企業債償還金	104,780
合 計	392,495

資本的収入額が資本的支出額に不足する額108,514千円は、消費税資本的収支調整額14,223千円、損益勘定留保資金94,291千円で補てんする。

2. 一般旅客自動車運送事業会計

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
乗合収入	33,511
貸切収入	87,314
雑収益	250
一般会計補助金	20,000
都補助金	118
長期前受金戻入	1,219
特別利益	34,514
合 計	176,926

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
人件費	84,257
物件費	36,161
減価償却費	12,611
支払利息	390
繰延勘定償却	1,066
特別損失	34,155
予備費	200
合 計	168,540

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
企業債	15,000
合 計	15,000

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
固定資産購入費	22,012
企業債償還金	10,783
合 計	32,795

資本的収入額が資本的支出額に不足する額17,795千円は、消費税資本的収支調整額1,618千円、損益勘定留保資金16,177千円で補てんする。

3. 病院事業会計

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
入院収益	528,833
外来収益	587,675
その他医業収益	42,932
都補助金	145,848
一般会計負担金	63,241
一般会計補助金	50,000
他会計補助金	300
患者外給食収益	1,555
その他医業外収益	17,737
長期前受金戻入	43,294
特別利益	177,779
合 計	1,659,194

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
人件費	537,851
材料費	345,782
経費	402,303
減価償却費	140,150
研究研修費	5,059
支払利息	35,665
繰延勘定償却	5,197
特別損失	177,779
予備費	200
合 計	1,649,986

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
企業債	112,300
一般会計負担金	85,356
都補助金	37,849
他会計負担金	2,625
合 計	238,130

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
建物整備費	73,038
固定資産購入費	59,356
企業債償還金	163,258
合 計	295,652

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 57,522千円は、消費税資本的収支調整額 9,334千円、損益勘定留保資金 48,188千円で補てんする。

解説 公営企業で使われる用語

- ・ **収益的収入および支出** 公営企業の営業活動から生ずる収益や費用で、収益的収入には営業収益・預金利子・国都補助金などがあり、収益的支出には、人件費・物件費などの諸経費のほか、減価償却費や繰延勘定償却などの現金の支出を伴わない費用も含まれます。
- ・ **資本的収入および支出** 公営企業の諸施設の整備、拡充などに伴う収支で、資本的収入には企業債や施設などに対する補助金などがあり、資本的支出には、建設改良費・固定資産購入費・企業債償還金などがあります。
- ・ **損益勘定留保資金** 収益的支出に現金の支出を必要としない費用（減価償却費・繰延勘定償却など）を計上することにより、資金が外部に流出することなく留保されます。この内部留保資金を損益勘定留保資金といいます。
- ・ **減債積立金** 企業債償還金の財源に充てるための積立金で、毎事業年度に生じた利益を積み立てておきます。
- ・ **建設改良積立金** 建設改良事業の財源に充てるための積立金で、毎事業年度に生じた利益を積み立てておきます。

■ 「公営企業会計決算・予算」についての問い合わせ ■ 企業課経理係 電話 2-1128

平成26年度自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い

9月10日に行われた「自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い」での意見交換会の内容は次のとおりです。

三根地域

質問1 街路灯の設置方法について

街路灯が片側だけに設置されているところが多く暗いため、街路灯を道路の両側に交互に設置していただきたい。

回答 街路灯につきましては、ご指摘のような事象が多く見受けられます。また、新規に鉄柱を立てて街路灯を設置することもあります。場合によっては道路をまたぐということは難しいのが現状です。街路灯は通行の安全や防犯に役立つものであることから、地域の皆さんにも街路灯を覆うような樹木の伐採していただくなど、街路灯の維持管理にご協力をお願いします。

質問2 蟻の大発生による駆除などの対策についてヤスデ対策と同様に防除薬剤の配布と駆除の検討を

回答 町全体として黒蟻や白蟻の駆除への取り組みを実施していくことは、困難です。

ヤンバルトサカヤスデについては、外来種であり、家屋の侵入を防ぐ対策として駆除剤であるコイレットを配布しています。一方、黒蟻や白蟻は、家を侵食し、生活においては、迷惑な点もある生き物でもあります。人間の快い生活を最優先に考え、迷惑な生物は、全て駆逐していくのではなく、将来の生活環境が成立していくという考えにたつことが目指す方向であると考えます。

質問3 町営バスの経費軽減について

バス事業は赤字と聞いているので、車両の種類を大型バスからマイクロバスに変更することで経費軽減につながるのではないかと考えるが、町の見解をお伺いしたい。

回答 現在、路線バスは、中型が2台、大型が1台運行しています。

今年度、小型路線バスを購入する予定です。路線バスは「住民の足」としての位置づけですので、バスの小型化を図り経費などの削減を進めてまいります。

質問4 犬の猫の飼い主のマナーについて

矢崎地区は和泉親水公園を抱えており、犬を連れて散歩や運動をしている愛犬家が多くみられる。公園内に限ったことではないが、一部の不心得な飼い主がリードをつけず犬を放して散歩しているため、きわめて危険な目に度々遭遇する。また、糞を処理するビニールなどを全く携帯せず、意に介さない飼い主も見られる。猫の糞害対策、地域猫の増加防止対策とともに今後さらに広報や防災無線などでマナーを遵守するよう徹底的な周知と取り締りを要望する。

回答 犬を飼っている方のモラル・マナーの向上により、糞被害などがなくなるというのが最善と考えますが、なかなか改善されないというのが現状です。マナーの呼びかけを行っていますが、引き続き防災無線などで呼びかけるとともに、啓発活動を行います。

また、和泉公園には注意喚起の看板を設置しておりますが、看板の設置数を増やすなど、マナーの向上を呼びかけます。取り締まりに関しては、その対策を考えていきます。

質問5 街路樹の安全管理と種類の統一の要望

回答 町には、八丈町修景美化審議会という組織が条例化されており、審議会において、街路樹などの植栽計画が議論されています。現在のケンチャヤシも審議会に諮り検討されておりビローヤシとともに町の景観を配慮しての街路樹に選定されています。町としても、今後は、維持・管理体制を強化するとともに安全面にも配慮しながら取り組みます。

質問6 信号機設置の要望について

八高から永郷に抜ける道路と、空港トンネルから八重根方向に抜ける十字路では、一時停止無視などの事例を何回か目撃している。運転していても極めて危険を感じるので、できれば信号機を設置してほしい。

回答 当該交差点は、8月13日に八丈島警察署交通係に、三根地域自治振興委員から信号機設置の要望があることをお伝えしました。今後、道路管理者である町と都、交通管理者である八丈島警察署と、信号機の設置に向けて検討します。

質問7 農林業に影響する病害虫の徹底と対策としての国・都への要望

回答 自然環境の変化が著しく新種の害虫が発生し、予測も困難であるため遅れての対応になっていることは、認識しております。基本的には、自己所有地の農地管理は所有者が実施する原則があり、町は防除方法として、適正農薬の情報の提供と散布に関する留意事項のお知らせを徹底しました。今後は、害虫の発生状況を踏まえて、必要に応じて関係機関と連携し要望していきます。

質問8 道路に設置されている雨水浸透枡の管理状況について

内部にゴミが入ったままになっていたり、草木が生えたり、普段から水が溜まっているものもある。異常気象による大雨の被害が心配されるところだが、雨水浸透枡の管理方法や、清掃状況についてお尋ねする。

回答 浸透枡は台帳を作成し、浸透枡ごとに番号をつけて管理しています。浸透しにくくなった枡は、土砂などを撤去しますが、目詰まりし、浸透しなくなる枡もあります。その場合、底面だけではなく横方向にも浸透するようにしています。お気づきの浸透枡がある場合、建設課または各出張所に連絡していただきますよう、お願いします。

質問9 農道の整備について

親水公園横の農道は未舗装のため、農業者は、生産物の収穫、運搬時大変苦勞をしている。また、この場所は、八丈島観光振興実行委員会発行『宇喜多秀家』にも秀家終焉の地と紹介されている箇所のため観光客も利用すると思われるので、舗装などの整備を検討願いたい。

回答 農道整備は規模や条件により、各地域において、優先順位を設けて計画的に実施しています。ご質問の未舗装の農道整備については、観光用の道路ということも踏まえ、検討していきます。

質問10 グリーンツーリズムの推進について

近年エコツーリズム、スポーツ誘致など様々な試みで、観光客誘致に力を入れている各地の活動をよく耳にする。八丈島は一次産業が盛んな地域であり、その特性を生かして自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムを推進し、観光客の増加はもとより、農業漁業の活性化にも寄与すると考えるが、町の見解をお伺いしたい。

回答 グリーンツーリズムは、地域の活性化につながるということで、多くの自治体で取り組まれています。町においても、産業の活性化、観光客の滞在日数の延長など、大いに期待できるものと考えています。まずは、受け入れ体制の整備、メニューの充実が必要ですので、受け入れ側のみならずと相談します。

大賀郷地域**質問1 町道の整備について**

勝電技研から空港へ抜ける道路で、幅員の狭い、未整備の箇所を拡張してほしい。

回答 ご指摘の未整備の箇所は長きに渡り交渉してきましたが、成立せず断念した経緯があります。今後たとえ土地交渉が成立したとしても、国庫補助事業としては終了しており、すべて町の単独費用となります。また、道路整備事業計画にも載っていないため、今後大賀郷地域の土木委員と相談しながら進めてまいります。

質問2 農業資材などの廃棄について

畑で使用したマルチビニールなどの野焼きが見られる。広報などで再度注意してほしい。細かく切って、ごみ収集で回収してもらえないと誤解している人が多いので、有明興業が対応していることを周知してほしい。

回答 今回の事例は、ビニールを燃やすという、明らかに生活環境に支障を及ぼす行為となるため、法律違反となります。発見された場合は、住民課環境係までご連絡いただければ、職員が現場を確認し、指導していきます。また、長物のごみについて有明興業へ持ち込みの周知の要望については、10月号の町広報に掲載します。(10月号7ページへ掲載)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請期限を延長します

住民税非課税世帯の方は「臨時福祉給付金」

平成27年1月14日(水)まで

子育て世帯の方は「子育て世帯臨時特例給付金」

平成27年1月30日(金)まで

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

交通安全ポスター、ごみの減量化ポスター、

交通安全ポスター入選作品

●小学生部門



優秀 三根小6年 石橋 爽



佳作 三原小5年 福井 咲



佳作 三根小5年 浅沼 華

●中学生部門



優秀 三原中2年 上ノ山 夢芽



佳作 三原中2年 関井 葵



佳作 大賀郷中1年 山下 一祥

火災予防ポスター入選作品



優秀 大賀郷小4年 川口 虎生



佳作 三根小3年 平川 ここな



佳作 三根小5年 浅沼 和正

火災予防ポスター・標語 入選作品

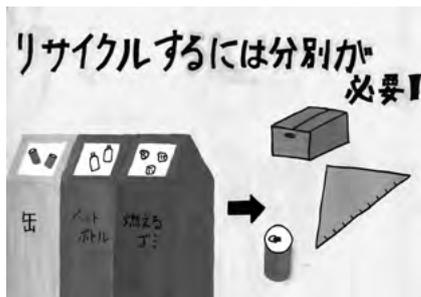
■問い合わせ■
総務課 電話 2-1121

ごみ減量化ポスター入選作品

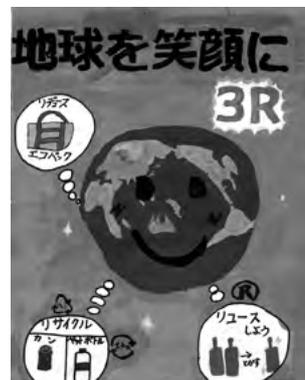
●小学生部門



優秀 三原小5年 浅沼 采佳



佳作 三原小6年 山下 舞依



佳作 三原小5年 山下 紗由季

●中学生部門



優秀 大賀郷中1年 持丸 ゆい



佳作 大賀郷中2年 奥山 凜



佳作 富士中1年 朝比奈 綺侍

火災予防標語入選作品

優秀 おかあさん カボチャの煮物 こげてます。 三根小 4年 平井 ゆづ

佳作 火の用心 すてきなこの町 守ろうよ 三根小 3年 玉置 ひなた

佳作 まあただよ あぶない炎 かくれてる 三原小 4年 篠原 あゆむ

交通安全・ごみの減量化ポスターを各小学校の高学年生と各中学校の生徒より、火災予防ポスター・標語を各小学校の3年生以上より募集した結果、交通安全ポスターには、小学生14点、中学生17点、ごみ減量化ポスターには、小学生51点、中学生28点、火災予防ポスターには176点、標語には244点、合計530点の作品が寄せられました。

審査の結果、入選された作品は啓発用ポスターに掲載させていただき、交通安全やごみ減量化と火災予防のPRに努めてまいります。たくさんのご応募ありがとうございました。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話2 - 1123

国保はこんな時にも申請いただけます！

①医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、国保に申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

対象者：申請書が届いた方（高額な医療費を支払ってから約2カ月後に届きます。）

申請先：住民課医療年金係

必要なもの：①申請書 ②医療機関で支払った領収書 ③印鑑

また、事前に限度額適用認定証の交付を医療年金係で受ければ、支払が限度額までとなります。（限度額は、所得区分によって異なります。）交付された限度額適用認定証を医療機関に提示してください（保険税を滞納していると認定証が交付されない場合があります）。

②70歳未満の方の自己負担額が限度額を超えた場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、下記の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。ただし、平成27年1月からの自己負担限度額は改正される予定です。

	3回目まで	4回目以降 ※2
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

③70歳以上75歳未満の方の自己負担額が限度額を超えた場合

外来（個人単位）の限度額Aを適用後に世帯単位で限度額Bを適用します。入院の場合は、窓口での負担額がBの限度額までとなります。

	外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 ※1	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ※4
低所得者Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※3		15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。

※2 70歳以上75歳未満の方で、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方。

※3 70歳以上75歳未満の方で、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

※4 過去12カ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降44,400円

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないことや、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

国民年金

- 住民課医療年金係 電話 2-1123
- 滞年金事務所 電話 03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【国民年金保険料の納付案内を行う事業者について】

日本年金機構では、国民年金保険料の納付のご案内について民間委託を実施しております。
 (特別区・島しょ) ●事業者名 日立トリプルウィン(株) ●電話 0120-211-231
 過去2年以内の国民年金加入期間のうち保険料納付の確認ができない期間がある場合、上記委託事業者から電話・文書・戸別訪問などにより納付や免除など申請手続きのご案内をさせていただきます場合があります。この民間委託は、国民年金保険料の収納業務の一部を民間事業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指しているものです。

【国民年金はあなたの味方です！】

国民年金は、老後だけでなく、「安心」で「お得」な現役世代の強い味方です。

《国民年金が安心な理由》

- 国が責任をもって運営しているので安心です。
- 基礎年金支給額の2分の1は、国が負担しています。(未納のままですと、この国庫負担分も含めて受給できません。)

《国民年金がお得な理由》

- 老後の給付(老齢基礎年金)は終身で受け取れる一生涯の保障です。
- けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「障害基礎年金」が、死亡したときには、残された家族に「遺族基礎年金」が支給されるなど、現役世代の保障も充実しています。
- 納めた保険料の全額が所得から控除されます。
- まとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されます。

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方には「国民年金に加入して保険料を納めること」が法律で義務付けられています。

▶▶ 各種問い合わせ

● 一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165 (一般電話)

受付時間 月曜日から金曜日：8：30～17：15

第2土曜日：9：30～16：00

※ただし月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)は19：00まで受付

※土曜(第2土曜日を除く)・日曜・祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

● ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144 (一般電話)

受付時間 月曜日から金曜日：9：00～20：00

第2土曜日：9：00～17：00

※土曜(第2土曜日を除く)・日曜・祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、所定の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり市外局番をつけたりして間違い電話にならないよう注意してください。

従業員個人住民税は、給与から差し引く特別徴収で！

従業員(給与所得者)の個人住民税は、事業主(給与支払者)が、毎月従業員に支払う給与から差し引き、納入していただく特別徴収が原則です。

東京都と都内全62区市町村では、平成26年度から平成28年度を推進期間として、オール東京で特別徴収を推進しています。ご理解とご協力をお願いします。

- 問い合わせ ■ 税務課 電話 2-1122



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

税のお知らせ

■問い合わせ ■ 税務課 電話 2-1122

今月の予定 平成26年分 年末調整などの説明会

■日 時 11月26日(水) 午前9時30分～11時30分 (午前9時受け付け開始)

■場 所 町役場1階 商工会研修室

※税務署から送付されている資料をご確認ください。

町税の納税は、安心・確実な口座振替で！！

町税の納税は、納期限毎に納付が完了する口座振替をぜひご利用ください。納め忘れがなく、確実に納付できます。ご利用の申し込みは、町内金融機関・町役場および各出張所に備え付けの口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、振替用口座のある金融機関に提出ください。

※口座振替の開始は申し込み日からある程度の日数を要します。(通常1～1.5カ月程度)

※原則、各税目の納期限日に振替となります。

※残高が納期別税額に足りない場合は振替不能となり、後日送付する振替不能通知書に添付の納付書での納付となります。

※引き落とし(振替)は各税目の納期限毎に1回です。1度振替不能となったものについては再引き落としできませんので、振替不能とならないようご注意ください。

口座振替申し込みの際の注意点

町税口座振替の申し込みをされる際、納税管理人(※1)となっている方は、口座振替依頼書の備考欄に納税義務者(※2)の氏名を「○○○○様分」と記入していただくこととなっています。記入がない場合は、口座振替依頼書に記載されている納付義務者(※3)の単独名義で課税されている町税のみが口座振替の対象となりますのでご注意ください。また、固定資産税などを共有名義で課税されている方で、筆頭者ではない方が口座振替の申し込みをされる際、共有名義分も口座振替の対象とする場合は、納税管理人の場合と同様、口座振替依頼書の備考欄に共有名義となっている納税義務者名義「○○○○外△名」を必ず記入してください。この記入がない場合は、納税管理人の場合と同様となりますのでご注意ください。

口座振替ができない場合

残高不足などによる振替不能とは異なり、口座振替を申し込まれている方でも課税の時期によっては口座振替がされない場合があります。その場合はあらかじめ口座振替ができない旨の文書と納付書を送付しますので、納期限までに同封の納付書にてお支払いください。

用語説明

※1 納税管理人・・・納税に関する一切の処理につき便宜を有する者として納税義務者が定めた人。町に対し申告ないし申請のうえ、承認が必要。

※2 納税義務者・・・町税を課され、町税の納付義務を有する人。

※3 納付義務者・・・ここでいう納付義務者とは、納税義務者あるいは納税管理人のことで相続代表人は納税義務者に含まれる。

その他口座振替についてご不明な点がございましたら、問い合わせください。

町税の滞納処分を強化しています ～税負担の公平性を確保するために～

●納付にお困りの方は必ずご相談ください

納期限までに病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、給付にお困りの方は納付相談をご利用ください。役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申し込みにより平日の夜間(午後5時15分～午後7時)に納付相談を行っています。

●未納のまま放置すると滞納処分を行います

督促状・催告書などで自主納付をお願いしても納めない、または、納付相談を行わない、納付相談の要請に応じない場合は、納期内納税者との公平性を欠くことから、滞納処分を実施しています。

※滞納処分例・・・○差押(預金・給与・動産・不動産など)、○家宅搜索

児童虐待防止推進月間

子供の虐待とは

身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄）・心理的虐待など保護者（親または親にかわる養育者）によって子供に加えられる行為です。虐待に気づいたり、疑いが見られた場合、下記まで通告してください。また、保護者自身の出産・育児の悩み相談も受け付けています。

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。

■問い合わせ■ 八丈町子ども家庭支援センター 電話2-4300



オレンジリボンマーク

養育家庭（ほっとファミリー）制度

いろいろな理由で親と一緒に暮らすことのできない子ども達を、養子縁組を目的としないで、家庭に迎え一緒に生活し、養育していただく里親制度です。

★申し込み資格

- 八丈町にお住まい25歳以上65歳未満のご夫婦
- ※配偶者がいない場合は、子供の養育経験または保育士や看護師の資格があり、かつ養育の補助が出来る20歳以上の子または父母などが同居している方。
- 居室が2室10畳以上ある。

★どのような子どもを預かるの？

- 親の離婚・家出・病気・虐待などの理由で、親と一緒に暮らすことができない、おおむね18歳までの子ども

★養育に係る費用は？

- 日常生活や教育費などの養育費は、年齢などによって、1カ月数千円程度支払われます。
- その他養育家庭への手当が支払われます。

★養育に必要な支援

- 研修に参加していただき養育に必要な知識を学ぶことができます。

■問い合わせ■ 福祉健康課 厚生係 2-5570

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 土日、祝日はお休みです

交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時20分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

- 11月 5日（水） バルーンで遊ぼう
- 12日（水） 秋の花を楽しむ
- 19日（水） みんなで部屋飾り
- 26日（水） みんなでやってみよう

そのほかの催し 午前10時30分～11時

- 11月 4日（火） 絵本&紙芝居
- 11月28日（金） 折り紙&お絵かき

※育児・保健相談は随時受け付けています

就学前のお子様の身体測定 11月17日（月）～21日（金）

※水曜日は催し時間以外になります

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

母子保健

■ 問い合わせ・申し込み ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

※ 健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

2歳児歯科健康診査

11月12日(水) 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成24年8月7日～平成24年11月12日生まれの幼児

こども心理相談(要電話予約) 会場：保健福祉センター

11月11日(火) 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6カ月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど
心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。



すくすく相談(要電話予約) 会場：保健福祉センター

11月14日(金) 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。
母子健康手帳をお持ちください。

両親学級(要電話予約) 会場：保健福祉センター 日時：下記4回コースで行います。

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にお越しください。お父さんも歓迎します。

1回目 11月28日(金) 午後1時30分～3時30分 妊娠中の生活の工夫

お母さんと赤ちゃんの栄養

2回目 12月 4日(木) 午後1時30分～3時30分

歯の健康(歯科健診・口腔内の健康の話)、
マタニティ体操、沐浴

3回目 12月11日(木) 午後1時30分～3時30分

お産を迎える準備(お産の進み方、呼吸法)

4回目 12月18日(木) 午後1時30分～3時30分

赤ちゃんの健診・病気、産後の話

子どもの定期予防接種のお知らせ

● ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種

日時：11月 4日(火) 午後3時～午後3時30分

● 麻しん風しん第1期集団接種

日時：11月 6日(木) 午後3時～午後3時30分

● 四種混合集団接種&予約制個別接種

日時：11月13日(木) 午後3時～午後3時30分

● ポリオ集団接種&予約制個別接種

日時：11月27日(木) 午後3時～午後3時30分

● 会場：町立八丈病院小児科

※平成26年度より1歳までの定期予防接種の案内通知方法が変更になりました。

平成26年度生まれのお子さんには予防接種担当者が個別にスケジュールを作成し、お渡しします。平成25年度以前に生まれたお子さんと、1歳以降のお子さんの定期予防接種は今までと同様に事前に個別通知します。なお、平成25年度以前に生まれたお子さんでも希望される方には予防接種担当者がスケジュールのご相談に応じます。

※予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために設けており、事前予約が必要です。ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。



■ 予約・問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

平成27年度八丈町立保育園 入園児募集のご案内

【受付期間】 一次選考：平成26年11月 4日（火）～11月14日（金）
 二次選考：平成26年11月17日（月）～平成27年3月6日（金）

【受付場所】 在園児童：通園中の保育園
 新規申込児童：福祉健康課厚生係（1階7番カウンター）
 ※二次選考受付窓口はどちらの場合も福祉健康課厚生係です。

【受付時間】 午前9時～午後5時

【入園資格】 5歳児：平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれの児童
 4歳児：平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの児童
 3歳児：平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの児童
 2歳児：平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれの児童
 1歳児：平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれの児童
 0歳児：平成27年4月1日現在で6カ月を迎えた乳児

【募集人数】

保育園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
むつみ保育園	—	6	6	20	30	30
むつみ第二保育園	—	6	6	20	30	30
若草保育園	—	6	6	20	30	30
あおぞら保育園	3	6	6	20	30	30

【必要書類】 八丈町ホームページや保育園のしおりをご覧ください。

【資料配布場所】 福祉健康課厚生係、各保育園で保育園のしおりなど必要書類を配布しています。

【子育て支援制度について】

八丈町では、平成27年度から始まる新制度に対応した保育園の運営・手続きの準備を進めています。詳細は、決定次第、広報およびホームページでお知らせしていきます。

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

町長上京日記 9月

21日～25日

- ANA1892便にて上京
- ANA131便にて那覇（沖縄県）へ
- RAC861便にて沖縄県南大東村へ
- 南大東村役場訪問
- 南大東島視察
- 南大東村豊年祭り参加
- RAC862便にて那覇へ
- ANA128便にて東京へ
- ANA1891便にて帰島

○ 11月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 「橘丸」
 三宅島・御蔵島経由 東京竹芝～八丈島
 <東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス（東邦航空ホームページ）
<http://tohoair-tal.jp/>
 …詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222
 ・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報	最大乗員数	B738 167人	A320 166人
------	-------	-----------	-----------

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:30	8:25	A320
1893	12:15	13:10	A320
1895	15:45	16:40	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:00	9:55	A320
1894	14:20	15:15	A320
1896	17:15	18:15	A320

11/1～11/30	普通運賃	往復割引（片道）
羽田～八丈島	22,390	14,890

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

○11月3日(月)は、八丈町クリーンセンター・有明興業(株)八丈島営業所・中之郷埋立処分場は休みです。ごみの収集もありません

○家電4品目の適正処理をお願いします。

家電4品目(①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法により適正処理しなければなりません。

処理方法

●買い替えの場合

新しい商品を購入する店舗に引取義務があります。購入時、または購入後に店舗に依頼しましょう。

●処分みの場合

商品を販売した店舗に引取義務があります。以前商品を購入した店舗に依頼しましょう。

●その他の場合

通信販売で購入した。

- ・以前購入した店舗が廃業してしまった
- ・引越などにより購入店舗が遠方である。
- ・どこで購入したかわからない。
- ・人から譲り受けた。

上記のような場合は、有明興業(株)八丈島営業所に直接お持ち込みください。

※リサイクル料金は、直接問い合わせください。

有明興業(株)八丈島営業所 電話 2-4165

不法投棄者に対しては、警察と連携をとり厳しい対応をします。家電4品目の適正処理にご協力をお願いします。

○産業廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています。

産業廃棄物の不法投棄は犯罪です。物品の製造や建物の解体など、**事業活動に伴って発生する廃棄物は産業廃棄物**となります。産業廃棄物を発生させた事業者は、法律に基づき自ら処理するか、許可を持つ処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日となります。収集運搬が必要な方は余裕をもって申し込みください。

■11月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は次のとおりです。

11月 2日(日)	3日(月・祝)	8日(第2土)	9日(日)
16日(日)	22日(第4土)	23日(日・祝)	24日(月・振替) 30日(日)

収集運搬業務の受付時間 午前8時～午後4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

八丈町浄化槽設置管理事業について

八丈町では、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及に取り組んでいます。浄化槽設置について、設置希望される方もしくは、「町浄化槽設置管理事業」の詳細について説明をご希望の方は、住民課浄化槽係まで問い合わせください。

手数料、使用料等の納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても町会計課または各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128

■水道メーターの定期交換

町が各家庭、企業などに設置し、管理している「水道メーター」は、計量法により有効期限が8年と定められ交換が義務付けられています。このため、有効期限が過ぎる前に水道メーターの交換を行っています。

平成27年2月頃までを目処に、町が委託した安井水道工事店が戸別訪問し、交換作業を行います。

※交換対象：平成27年3月までに有効期限を迎えるメーター ※交換費用：無料

■交換時のお願い

- ・交換のために敷地内に入らせていただきます。
- ・交換の際、15分ほど断水となります。(事前に声をかけます。)
- ・ご不在でも屋外に水道メーターがある場合、交換することがあります。(その際は作業終了のメモを入れます。)
- ・交換後は空気や濁りが入る場合もありますので、浄水器やボイラーなどを経由していない蛇口で水を少し流してからお使いください。
- ・障害物や車両など、交換作業に支障のないようにお願いします。

■「水道使用異動届」・「給水装置所有者変更届」の提出を忘れずに！！

①八丈町に転入する時や、八丈町から転出する時、島内での住所変更の際には「水道使用異動届」を提出してください。

②水道を半年以上お使いになる予定のない場合は、基本料金のかからない休止手続きが可能です。ただし一度使用休止されると半年間は水道を再開栓できませんのでご注意ください。

③水道には実際に使用される使用者、支払者名義のほかに、水道の権利を有する所有者を変更することも可能です(所有者が死亡した場合や、土地・家屋の売買などがあった場合など)。変更される場合は、「給水装置所有者変更届」の手続きが必要になります。

※「水道使用異動届」、「給水装置所有者変更届」の手続きは、印鑑をお持ちのうえ企業課水道係か、もしくは各出張所で行ってください。なお「給水装置所有者変更届」の場合は、相手方の印鑑が必要となる場合もあります。詳しくは企業課水道係まで問い合わせください。

■簡易水道事業の統合について

現在、八丈町では「上水道事業」と「簡易水道事業」を運営していますが、簡易水道事業として運営している「檜立地域、中之郷地域、末吉地域」を平成29年4月1日より上水道事業へ統合します。なお、「統合」とは経営を上水道事業会計に一元化することを表しており、管路で施設を接続することではありません。

■統合の目的

簡易水道を上水道に統合することにより、安全・安心な水道水を安定的に供給し、均一で良質な水道サービスを実現。具体的には、水道事業の一元管理(財政基盤・技術基盤の強化)、維持管理体制の強化、危機管理体制の充実。このことによる料金改定や、水質が変わることはありません。

水道料金のお支払いは便利な「口座振替」で

町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療

・糖尿病教室 11月21日(金) ・耳鼻咽喉科 11月10日(月)～12日(水)

その他、専門外来診療は下記のとおりですが、**予約制**となっています。

科によっては予約の取り方が異なりますので、詳しくは病院に問い合わせください。

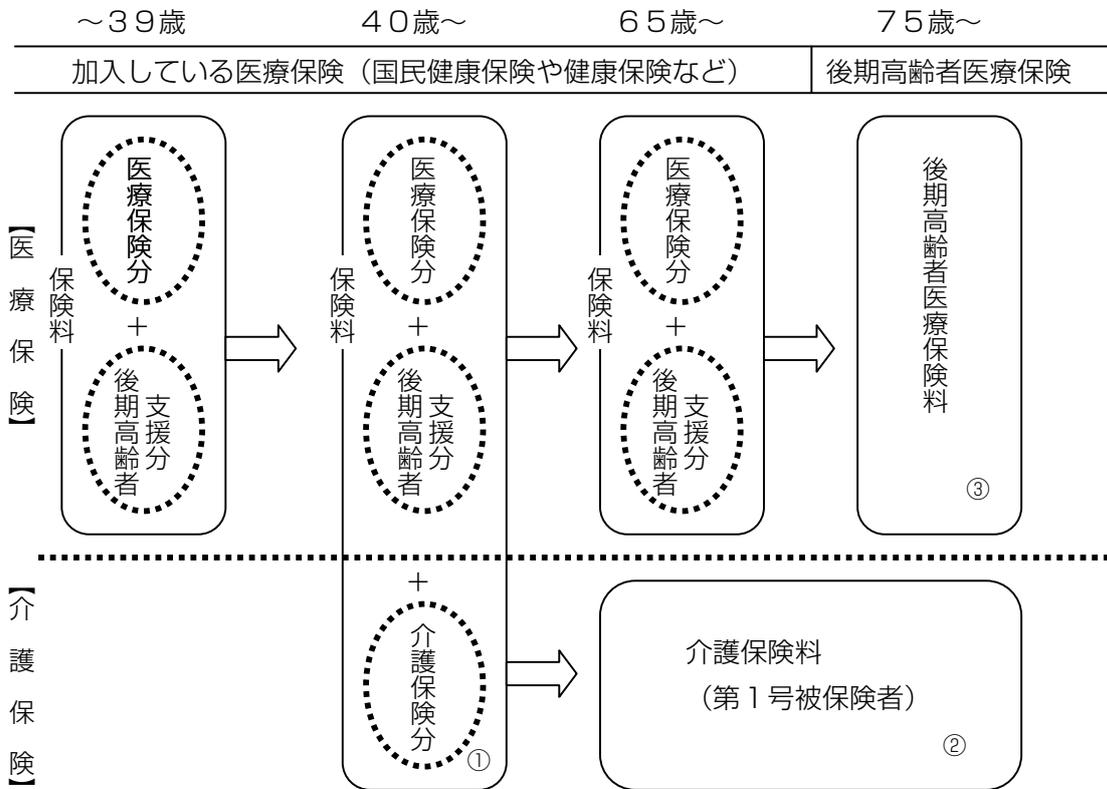
○その他の専門外来診療

- ・精神神経科
- ・整形外科
- ・内分泌内科
- ・皮膚科
- ・糖尿病内科
- ・腎臓内科
- ・消化器内科
- ・神経内科
- ・眼科
- ・循環器内科
- ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話2-1188

医療保険と介護保険

医療保険制度と介護保険制度は、みなさんに納めていただいている保険料と国や都からの支出金（事業所の場合は事業主負担金）などで運営されており、納め方は年齢により異なります。



- ① 40歳から64歳までの方は介護保険制度の第2号被保険者となり、医療保険分・後期高齢者支援分に介護保険分を合わせた医療保険料（国民健康保険税や健康保険料など）を納付していただきます。
 - ② 65歳に到達すると介護保険制度の第1号被保険者となり、医療保険料と介護保険料を別々に納付していただくようになります。医療保険料と異なり、介護保険料は被保険者ごとに計算・納付をしていただきます。
 - ③ 75歳に到達された方は、国民健康保険などの医療保険制度が後期高齢者医療保険制度に変更されます。
- ※介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ自治体に納付する義務があります。
 ※医療保険に関する問い合わせは、加入している医療保険者へお願いします。

■問い合わせ■ 介護保険料 福祉健康課高齢福祉係 電話 2 - 5570
 後期高齢者医療保険料 住民課医療年金係 電話 2 - 1123
 国民健康保険税 税務課課税係 電話 2 - 1122

住民係からのお知らせ

パスポートの申請はお早めに

原則として八丈町に住民登録している方が住民係で申請・受領することができます。申請してから受領できるまでに3週間程度かかりますので年末年始に海外への出国の予定をされている方は、余裕をもって申請してください。詳しくは問い合わせください。

住民係で取り扱う主な手続きのご案内

- ①住民票の申請 ②戸籍証明書の申請 ③印鑑登録申請 ④住所変更届 ⑤パスポートの申請 ⑥各種戸籍届出 ⑦仮ナンバーの申請 ⑧埋葬、改葬の申請

お手続きが必要な場合は、町役場1階6番カウンターの住民係までお越しください。

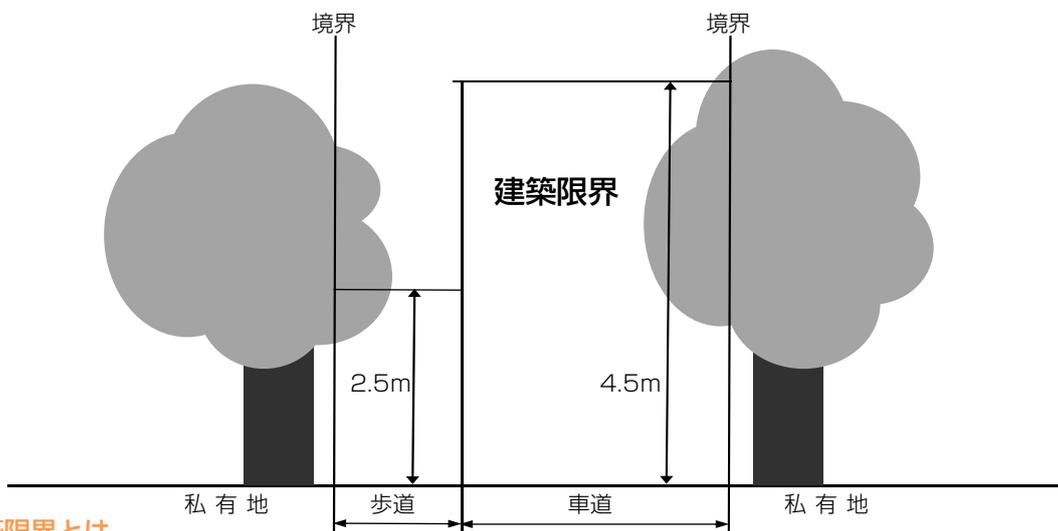
■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2-1123

道路に張り出している樹木などの伐採のお願い

夏の間には育った樹木などが道路に張り出し、歩行者や車両の通行に支障をきたしている箇所が多く見受けられます。事故を未然に防ぐために、建築限界を守り、私有地から張り出している樹木などの管理をお願いします。

※私有地から張り出している樹木などは、土地の所有者の方が剪定または伐採をしていただきますようお願いいたします。

建築限界について



●建築限界とは

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域のことです。

■問い合わせ ■ 建設課建設係 電話 2-1124

東京都シルバーパス制度をご存知ですか。

対象：満70歳以上の都民の方
利用期間：平成27年9月30日まで

東京都シルバーパスで利用できる交通機関

- ①八丈町営バス ②都内路線バス
- ③都営地下鉄（大江戸線、新宿線など）
- ④日暮里・舎人ライナー ⑤都電



1,000円 パスを購入できる方

区市町村民税が非課税または課税で合計所得金額125万円以下の方

必要な書類 住所・氏名・生年月日が確認できる書類（健康保険証や、運転免許証など）
 平成25年度の区市町村民税が非課税の方は、課税状況が確認できる書類
 （住民税非課税証明書、介護保険料納入通知書など）

購入する方の区市町村民税が課税の方

必要な費用 20,510円

必要な書類 住所・氏名・生年月日が確認できる書類（健康保険証や、運転免許証など）

■問い合わせ ■ 企業課運輸係 電話 2-1126

教育委員会だより

■ 問い合わせ ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

今月の学校行事

- **運動会 (各小学校)** 日時： 3日 (月) 午前8時45分～ 会場：三根小学校
午前9時00分～ 会場：大賀郷小学校・三原小学校
- **学校公開** 期日： 4日 (火)～8日 (土) 会場：富士中学校
- **合唱コンクール (富士中学校)** 日時： 8日 (土) 開場 午前 9時30分
開演 午前9時45分 会場：八丈町多目的ホールおじゃれ
- **音楽会 (大賀郷中学校)** 日時： 9日 (日) 開場 午前9時15分 開演午前 9時30分
会場：八丈町多目的ホールおじゃれ
- **職場体験 (三原中学校)** 期日：12日 (水)～14日 (金)
- **八丈町教育研究指定校発表 (中間発表)** 日時：12日 (水) 会場：大賀郷小学校
・ 研究授業 午後1時40分～ ・ 研究発表 午後2時40分～
- **言語能力向上拠点校研究発表** 日時：21日 (金) 会場：三根小学校
・ 公開授業 午後1時30分～ ・ 研究発表 午後2時30分～

三根小学校 ～2学期の行事から～

◇遠泳 9月12日 (金)

6年生が小学校の水泳学習の最後に八重根漁港で遠泳を行いました。今年は、最後まで泳ぐことと、隊列を崩さないことを目標に練習を重ねてきました。当日は、たくさんの保護者に応援をもらいながら、八丈島警察署、海難救助隊の方や地元の漁師さん、先生方に見守られて最後まで泳ぎきることができました。もちろん、隊列も見事でした。泳ぎきった子供たちの顔には、最後まで頑張れたという満足感が溢れていました。



◇秋の遠足 9月26日 (金)

全校で学校から八丈富士を目指しました。高学年は頂上、低学年はふれあい牧場が目標です。前日まで雨模様だったこともあり、風が強く、道はぬかるんでいましたが、全員登りきることができました。低学年は3年生のお兄さんお姉さんが、ペアの1年生の手を握り、励ましながら歩いている姿が印象的でした。

◇小学校連合音楽会 10月3日 (金)

多目的ホールおじゃれで八丈町の小学校3校が集まって、連合音楽会を開催しました。三根小からは5年生が発表者として、4年生が来年の発表に向けて様子を見に行きました。

合唱「この星に生まれて」、合奏「TRUTH」の2曲を披露しました。おじゃれという大きな会場での発表でしたが、自分のもてる力を合唱に合奏に十分発揮することができました。会場には感動して涙を流しながら聴いている保護者の姿もありました。



- 八丈町教育相談室 電話 2-0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時
- 東京都教育相談センター 電話 03-3360-8008
平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時
- 東京いのちの電話 電話 03-3264-4343 (24時間)

～小学校入学を迎えるご家庭へ～ 就学時健診を実施します

日 時：11月10日（月） 大賀郷小学校・三原小学校 11月11日（火） 三根小学校
来年度小学校へ入学するお子さんが対象です。詳しくは送付される案内をご確認ください。

健診時、「就学支援シート」を配布します

「就学支援シート」は、一人一人のお子さんがよりよい学校生活を送るために、保護者が誕生から現在までの成長の過程を振り返り、必要な支援や配慮を入学先の学校に伝えるための資料です。お子さんの心身の健康状態、日常生活、人とのかかわり、性格・行動の特徴、子育てで大切にしてきた工夫や配慮など、前もって学校に伝えておくことにより、学校では入学時から適切な対応を取ることができます。

入学は、これから始まる学校生活の出発点です。学習面に困難があったり、対人関係が苦手だったり、健康に不安を抱えていても、みんなが希望を持って学校生活を始められるよう、「就学支援シート」の提出にご協力ください。

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

図書館からのお知らせ

●蔵書点検が終わりました。

10月26日（日）から通常どおり開館しています。今年もボランティアの協力を得て、本などの所蔵データと現物を付き合わせる棚卸し作業や本棚の整理、本の移動などを行い、また窮屈だった日本の小説は場所を広げ、利用しやすくしました。変化した図書館にぜひご来館ください！

●本は押し込まないでー図書館からのお願いー

蔵書点検後の図書館に来館された皆さんなら、本の背表紙が棚板の端にきれいに揃っている状態をご覧になったことがあると思います。本棚整理のひとつで「棚みがき」と言います。背表紙を見やすくし本を探しやすくするための「棚みがき」なのですが、本を棚に戻す時などに一番奥まで押し込まれてしまい、背表紙が見づらくなっていることがあります。

見やすく使いやすい本棚を維持するため、本を押し込まないようお願いします。

●今月のおはなし会 8日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

子ども文庫の方と、八丈高校のお兄さん・お姉さんが読み聞かせをしてくれます。工作遊びもあります。みんなでおじゃれよう♪

●休館日 毎週月曜日・23日（日・勤労感謝の日）・28日（金・館内整理日）

●開館時間 午前9時30分～午後5時

●新着図書 *最新情報は八丈町公式サイトをご覧ください。ほぼ毎週更新しています*

『私家本椿説弓張月』平岩弓枝著

『なぜ、健康な人は「運動」をしないのか？』青柳幸利著

『おてつだいの絵本』辰巳 渚 作

『鹿の王 上・下』上橋菜穂子著



返却期限を過ぎていませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！

■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話 2-0797

家族介護者教室 『ケアケア交流講座』

ケアケア交流講座は、参加者と老人ホームやデイサービスで働く職員とが交流を図りながら、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり、高齢者の福祉などについての知識・技術を分かりやすく伝える講座です。今月は次のとおり開催します。どなたでも参加できますので、お問い合わせのうえ、ご参加ください。

日時・場所 11月20日（木）午後1時～午後3時 第二八丈老人ホーム 2階会議室

内 容 『車イスなどの福祉用具の活用について』 参加費無料

講 師 株式会社松永製作所（車イスメーカー）、株式会社ロングライフ

申 込 11月14日（金）までに電話でお申し込みください。

■問い合わせ・申し込み■ 八丈町地域包括支援センター 電話 2-0580



無料法律相談のお知らせ

□くらしの法律税金相談会

○日 時 11月8日(土) 午前10時30分～午後4時30分

○場 所 八丈町役場相談室3、4 ※相談時に必要な資料などをご持参ください。

弁護士・司法書士・税理士などの法律関係者のボランティア「NPO 法人司法過疎サポートネットワーク」の主催により、「くらしの法律税金相談」が開催されます。法律の専門家が無料で相談に応じます。ぜひこの機会をご利用ください

○無料相談(法律・登記・税金など)

「相続問題で親戚とトラブルになっている」、「子供に財産を譲ろうと思っている」、「土地や建物の登記のことで相談したいことがある」、「相続税のことや確定申告のことで気になることがある」などの相談に弁護士・司法書士・税理士などが応じます。

○実施機関 NPO法人司法過疎サポートネットワーク(担当:小海)
電話03-5919-3530

※事前予約も受け付けていますが、予約なしでも相談できますので、お気軽にお越しください。また、ご自宅などでも相談できます。

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話2-1120

□第34回八丈島無料法律相談会

○日 時 11月15日(土) 午後0時30分～3時30分(相談時間40分程度を予定)

○場 所 七島信用組合八丈島支店

相続問題、借金問題、離婚問題、賃貸借、売買、その他法律相談かどうかわからなくても大丈夫です。お気軽にご相談ください。ご相談は予約された方を優先しますので、ご希望の方は事前に下記の予約先まで電話またはホームページからご予約ください。

■相談責任者(予約先)■

弁護士 廣畑 牧人(東京弁護士会) 今野・前田・廣畑法律事務所
電話03-3585-4896 ※土日祝を除く午前9時～午後5時まで受付
ホームページ <http://zenkikai.net/>「法友全期会」で検索

□法テラス東京の無料法律相談会

○日 時 11月28日(金) 午前10時～正午、午後1時～午後4時
11月29日(土) 午前9時～午後1時

○場 所 八丈町役場相談室1、2

法律相談は弁護士による面談方式で、1人40分程度、事前予約による先着順です。なお、予約に空きがある場合は当日のご希望も伺いますが、予約の方が優先となります。

○申込期限 11月26日(水)まで

○主 催 日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)
※法テラスは国が設立した公的な法人です

■問い合わせ・予約■ 法テラス東京 電話050-3383-5307

東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。◎届け出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

日 時: 11月10日(月) 午後1時～4時
11月11日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時
11月12日(水) 午前9時～正午

場 所: 八丈町役場1階ギャラリー特設会場

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 電話03-5213-1330(不動産)
法人登記部門 電話03-5213-1337(商業・法人)

※登記相談の受け付けは、
終了時間の30分前までです。

原付免許試験のお知らせ

原付免許試験を11月9日(日)に八丈島警察署で実施する予定です。受験を希望される方は、次のとおり申請をしてください。

合格者の実技講習・免許証交付日は12月14日(日)を予定しています。

受付・適性検査

11月9日(日) 第1回 午前9時～9時30分
第2回 午後0時30分～1時

学科試験

第1回 午前10時30分～11時
第2回 午後2時～2時30分

※試験時間は30分。問題は50問、45問以上正解で合格となります。

※第1回目目の試験で不合格の場合、希望者は第2回目も受験可能です。

◆必要なもの

- ①住民票(本籍記載のもの)・・・1通
 - ②証明写真(縦3cm、横2.4cm 無背景)・・・1枚
 - ③視力に自信の無い方は眼鏡またはコンタクト(両目で0.5以上)
 - ④過去に免許取消処分を受けた方は、取消処分者講習修了証(有効期間1年)
 - ⑤学科試験受験料・・・1,500円(1回)
- ※当日、住民票をお持ちで無い方は受け付けできません。

■問い合わせ■ 八丈島警察署 交通係 電話 2-0110

秋の全国火災予防運動

平成26年度全国統一防火標語 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

秋の全国火災予防運動が11月9日(日)から15日(土)まで実施されます。八丈町では今年に入り火災が5件(※10月現在)、昨年は9件発生しています。火災は、生命のみならず、貴重な財産や思い出も一瞬にして失ってしまう怖いものです。火気や電気器具の取り扱いには十分注意し、火災を未然に防ぎましょう。

～住宅防火 いのちを守る7つのポイント～

[4つの対策]

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

[3つの習慣]

- ・寝たばこは絶対にやめる。
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどから離れる時は必ず火を消す。

■問い合わせ■ 八丈町消防本部予防係 電話 2-0119

メール yobou_hfd@town.hachijo.tokyo.jp

難病医療費助成新制度について

○平成27年1月以降の難病医療費助成制度の申請を受け付けています

新制度では、新たに必要となる書類や同一世帯の考え方が変更となっています。

◎新たに必要となる書類

- ①住民票(世帯全員が記載されているもの)
 - ②世帯全員分の保険証の写し
 - ③世帯全員分の住民税課税(非課税)証明書
 - ④介護保険被保険者証の写し(本人が要介護(要支援)認定を受けている場合)
- ☆必要となる書類が増えておりますのでご確認ください。

※①～③の書類は別途、同意書(申請者の印鑑が必要です)の提出があれば省略できます。

◎同一世帯の考え方

旧制度「住民票上の世帯」 → 新制度「同じ医療保険に加入している人」

○既に医療助成を受けている方の更新期限は12月26日までです

期限を過ぎた場合は、新様式の臨床調査個人票が必要となりますのでご注意ください。なお、11月7日(金)までに更新申請をしていただければ医療証が年内にお手元に届く予定です。

新たに拡大された対象疾病や新規の申請については、今月号の折込チラシをご覧ください。

■問い合わせ■ 福祉健康課 障がい福祉係 電話 2-5570



お知らせ掲示板



観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話2-1125

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	
4月	6,900	7,758	753	902	7,653	8,660	5,292	5,988	▲11.6%
5月	7,865	8,059	1,479	1,744	9,344	9,803	8,924	9,362	▲4.7%
6月	5,060	5,468	1,000	853	6,060	6,321	4,581	4,778	▲4.1%
7月	8,219	9,600	1,886	1,773	10,105	11,373	7,847	8,832	▲11.2%
8月	12,793	14,040	4,695	5,625	17,488	19,665	14,802	16,645	▲11.1%
9月	7,240	8,071	1,973	1,686	9,213	9,757	7,679	8,132	▲5.6%
計	48,007	52,996	11,786	12,583	59,863	65,579	49,125	53,737	▲8.6%

※海路には、8月21日（にっぽん丸）、8月25日（ぱしふいっくびいなす）の大型客船寄港分が含まれています。

第10回東京都島嶼交流大会開催 参加者募集中！

スポーツを通じた島嶼間の交流を目的として、次のとおり開催します。

皆さんで楽しく汗を流しましょう！

- 日 時 平成26年11月29日（土）午前9時～
- 大会会場 三根小学校体育館
- 参加費 懇親会5,000円 昼食（弁当）1,000円（申込書提出時にお支払いください）
- 参加資格 島嶼在住または島嶼出身の18歳以上の方
基本的には4人1組（シングルス2組・ダブルス1組）でのチーム構成となります。
なるべく男女混合での参加をお願いします。人数が4人に満たなくても参加は可能ですが、その場合は主催側でチームを決めさせていただきます。
- 特記事項 参加者の保険加入は、競技中についてのみ主催側で加入します。
- 申 込 11月10日（月）までに八丈町コミュニティセンターにある申込書に記入して提出してください。



■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話2-0797

第12回八丈島夢伝大会 参加者 大募集！ 増田明美さんも来島します！

八丈島夢伝実行委員会では、第12回八丈島夢伝大会を次のとおり開催します。「より良く生きたい」という「夢」を「伝える」ことを目的とした「夢伝大会」は、障がい者中心のウォーキング・マラソン大会です。参加者がお互いに励ましあい、交流を深めながら、共にゴールに向かって頑張るさわやかな大会です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

- 日 時 11月30日（日）午前9時～午後1時
- 場 所 大瀧浦園地～ヤケンヶ浜～大瀧浦園地～南原園地～大瀧浦園地
- 参加方法 1. ウォーキング 2. マラソン 3. 車イス 4. 電動車イス 5. スタッフ
- 参加費 競技出場者・スタッフ 一律1,000円（お弁当代、保険代など含む）
- 申込期間 11月4日（火）～11月18日（火）
- 主 催 八丈島夢伝実行委員会
- 会 長 増田明美氏



■問い合わせ■ ちょんこめ作業所 電話2-3678



第34回八丈島パブリックロードレース 参加者大募集！！

毎年恒例！「八丈島パブリックロードレース」が下記の日程で開催されます。みなさんのご参加をお待ちしております！！（参加特典 ①記念Tシャツプレゼント ②懇親会へご招待）

■日程	平成27年1月11日（日）	■会場	富士中学校
■主催	八丈島パブリックロードレース実行委員会		

◆種目・料金

種目	区分	出場資格	参加費
「ハーフ」の部	①一般男子	中学生以上 (未成年者は保護者の承諾が必要)	一般 3,500円
	②壮年男子(40歳以上)		中・高校生 2,000円
	③女子		
「10km」の部	④一般男子	中学生以上 (未成年者は保護者の承諾が必要)	一般 3,000円
	⑤壮年男子(40歳以上)		中・高校生 1,500円
	⑥女子		
「3km」の部	⑦一般男子(中学生以上)	小学4年生以上 (未成年者は保護者の承諾が必要)	一般 3,000円
	⑧一般女子(中学生以上)		中・高校生 1,500円
	⑨小学男子		小学生 1,000円
	⑩小学女子		

■申込方法 締切 平成26年11月30日（日）

- ①パンフレット付属の「振込取扱票」にて、郵便局からの申し込み。（振込手数料は参加者負担。）
※パンフレットは八丈島観光協会にて配布しております。
- ②インターネット・携帯サイト「ランネット」からの申し込み。
クレジットカードなどの多様な支払い方法が選択可能となり、簡単・便利に大会エントリーと支払いができます。<http://runnet.jp/>（エントリー手数料は参加者負担。）
- ③八丈島観光協会にて、直接申し込み。（現金にて）

■問い合わせ ■ 八丈島観光協会 電話 2-1377

第7回八丈島&八丈富士エコジャーニーマラソン

日時 平成27年5月30日（土） 午前6時スタート
コース スタート・ゴール 三根小学校グラウンドより
八丈島一周&八丈富士（67.3Km）

エントリー料 一般9,500円（参加記念品・スポーツ障害保険・大会中の飲食費を含む）
参加資格 自身で健康管理できる方

申込 平成27年4月30日（木）までに参加申込書を下記事務局に提出し、エントリー料をお振り込みください。

〒134-0083 東京都江戸川区中葛西1-31-4-107

エコ・ジャーニークラブ事務局 八丈島一周係

TEL&FAX 03-3688-6814 メール info@eco-journey.org

ホームページ <http://eco-journey.org/>

■問い合わせ ■ 八丈島観光協会 TEL 2-1377 FAX 2-2573

郷土料理教室

■問い合わせ・申し込み ■ 福祉健康課保健係
（定員 約16名）電話 2-5570

事前予約 *定員（約16名）となり次第締め切ります。申込開始：11月5日（水）から

八丈島の郷土料理をこれから勉強してみたいと考えている方、一緒に作ってみませんか？
年4回開催予定で今回は第3回目となります。今回は八丈産の野菜・芋を中心とした料理です。

■日時 平成26年11月27日（木）

■時間 午前10時～午後1時

■場所 保健福祉センター

■持ち物 エプロン・三角巾・筆記用具・包丁

■申込締切 平成26年11月20日（木）まで



これからの八丈島の花き産業のあり方について

講演会・パネルディスカッション開催！！ 協力：東京都農業会議

- 日 時 11月18日(火) 午後5時30分～7時30分
- 場 所 東京島しょ農業協同組合本店2階会議室
- 対 象 高校生以上
- 講 師 (株)なにわ花いちば テクニカルアドバイザー 宇田明氏

(株)なにわ花いちばより宇田明氏をお招きし、講演会を開催します。また当日は、宇田氏と八丈島在住のパネラーによる、パネルディスカッションを同時開催します。ぜひ、ご参加ください。

※駐車場に限りがありますので、乗り合いでお越しください。

■問い合わせ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

東京文化財ウィーク「文化財めぐり」

八丈町教育委員会では、東京都文化財ウィーク2014年の事業として「文化財めぐり」を行います。八丈町の文化や歴史に触れる良い機会です、ぜひご参加ください。

文化財めぐり

徒歩で周辺の史跡を見学します。

【日 時】 11月16日(日) 午後1時30分から2時間程度
※底土港旧船客待合所前へ午後1時30分集合

【参加費】 無料

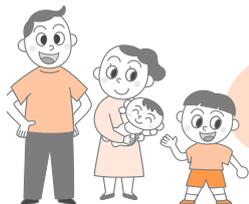
【申込締切】 11月10日(月) 教育課生涯学習係まで住所、氏名、年齢、連絡先を連絡してください。(電話、FAX、Eメール)

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071 FAX 2-4437
Eメール kyoiku@town.hachijo.tokyo.jp

はちじょうトピックス ～第53回町民体育大会～

10月12日(日)に第53回町民体育大会が各地域で開催され、世代を超えて楽しく汗を流しました。三根地域では今年度、体力測定を実施し、56名が参加しました。(全国平均との比較は三根出張所に掲示します。)



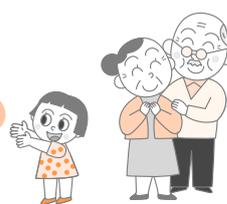


参加しませんか？
募集しています！

行事

催し

講座



町営住宅入居者募集（平成26年度第2回）

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。
島外の方も申し込みできる住宅があります。詳しくは問合せください。

地域	団地名	棟・部屋番号	間取り・ 住戸専用面積	建設 年度	住宅使用料 〔標準〕	構造	住宅型別資格
三根	神湊第1団地	A-102	1K 36.1㎡	H14	11,800～ 23,200	鉄筋コンクリート造 2階建	単身世帯向け
三根	神湊第3団地	A-203	2LDK 72.7㎡	H11	23,600～ 46,300	鉄筋コンクリート造 3階建	2人以上世帯向け
三根	新道団地	205	2LDK 59.4㎡	H21	20,200～ 39,700*	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
三根	群ヶ平第2団地	3-103	3DK 55.6㎡	S62	15,100～ 29,800	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
大賀郷	寺山団地	1-302	3LDK 74.8㎡	H8	23,100～ 45,400	鉄筋コンクリート造 3階建	3人以上世帯向け
大賀郷	八蔵団地	1-302	3DK 68.3㎡	H5	21,000～ 41,200	鉄筋コンクリート造 3階建	3人以上世帯向け
		3-202	3DK 58.5㎡	H3	17,500～ 34,400	鉄筋コンクリート造 2階建	3人以上世帯向け
櫻立	東六里住宅	2	3LDK 75.3㎡	H15	22,900～ 45,000	木造一戸建	子育て家族優先(※2) 3人以上世帯向け
中之郷	中之郷団地	1-303	3LDK 82.9㎡	H10	26,300～ 51,600	鉄筋コンクリート造 3階建	3人以上世帯向け
中之郷	粥倉住宅	2	3LDK 74.5㎡	H14	22,400～ 44,100	木造一戸建	子育て家族優先(※2) 3人以上世帯向け 単身者期限付入居可(※3)
中之郷	藍ヶ里住宅	4	3LDK 75.3㎡	H15	22,900～ 45,000	木造一戸建	子育て家族優先(※2) 3人以上世帯向け 単身者期限付入居可(※3)
中之郷	尾越第2住宅	1	3LDK 75.5㎡	H20	24,100～ 47,300	木造一戸建	子育て家族(※2) 3人以上世帯向け
中之郷	中里住宅	2	3LDK 77.1㎡	H16	23,700～ 46,500	木造一戸建	子育て家族優先(※2) 3人以上世帯向け 単身者期限付入居可(※3)
末吉	瀬戸団地	B-102	3LDK 69.1㎡	H12	22,500～ 44,100	鉄筋コンクリート造 平屋建	3人以上世帯向け (3人以上優先) 単身者期限付入居可(※3)
末吉	末吉団地	1-103	1LDK 48.2㎡	H10	15,600～ 30,600	鉄筋コンクリート造 3階建	単身世帯向け(※1) (高齢者等優先)
末吉	名古屋住宅	1	3LDK 77.1㎡	H16	23,700～ 46,500	木造一戸建	子育て家族優先(※2) 3人以上世帯向け 単身者期限付入居可(※3)
		2					

※災害被災者受け入れなどのため、内容が変更になることがあります。ご了承ください。》

(※1) 60歳以上の高齢者の方、お体の不自由な方専用のバリアフリー住宅です。

(※2) 18歳以下のお子さんを含む世帯、または出産の予定がある世帯向けの住宅です。

(※3) 条件次第では単身の方も申し込める住宅です（期限付き）。ご希望の方は建設課管財係までご相談ください。

■受付期間

11月10日(月)～11月17日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※15日(土)、16日(日)は除く。

■応募できる方

- ①現在八丈町にお住まい、または転入見込の成年者。
※ただし、八丈町にお住まいの方優先
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者などを含む）がある方。（単身向け住宅を除く）
- ③世帯の所得が月額158,000円以下（未就学児を含む世帯や高齢者世帯などは214,000円以下）の方。
- ④町税、保険料、使用料などを滞納していない方。
- ⑤現在、住宅に困っていることが明らかの方。
- ⑥暴力団員でないこと。

■申し込み方法

町役場建設課管財係で申込書を配布します。
必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出してください。

■申し込み添付書類

- ①入居者全員の住民票（続柄、世帯主などは省略しないでください）
- ②入居者全員の最新の八丈町の所得証明書（平成24年分）、最近転入された方は、現時点における収入証明書
- ③印鑑をご持参ください

■入居者の決定方法

書類審査のうえ入居の可否をお知らせします。
応募者が複数の場合は公開抽選を行い決定します。

■抽選会：11月20日(木) 午後1時15分

町役場1階第3相談室

※当選された方は、抽選会后、入居に際しての説明がございます。多少、お時間をいただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

■入居決定後の手続き

- ①家賃3か月分の住宅保証金の納付
- ②連帯保証人2名（島内在住者または親族に限る）
（保証能力を有する方町税や公共料金などを滞納していない方）

■問い合わせ・申し込み ■ 建設課管財係 電話2-1124

町立八丈病院からの募集案内！

～職員募集～

- ◆看護師 若干名 ◆薬剤師 若干名 ◆助産師 1名 ◆社会福祉士 1名
- 対象者 資格保有者 ○選考方法 職員採用試験
- 1次試験 書類選考 ○2次試験 (1次試験通過者のみ) 筆記試験・口述試験 (面接)

～調理業務 (パート) 募集～

- 対象者 健康状態が良好で調理に興味のある方 ○選考方法 面接など
- 内容 給食調理 ○提出書類 履歴書

～臨時看護助手 (パート) 募集～

- 対象者 健康状態が良好で看護に興味のある方 ○選考方法 面接など
- 勤務時間 1日4～5時間を週2～3日程度
- 内容 看護助手 ○提出書類 履歴書

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。勤務条件など詳細については、問い合わせください。

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

●図書館臨時職員募集

勤務先	勤務時間	勤務日	募集数	勤務開始日	時給
図書館	午前9時～午後5時45分	月5日程度 (増減あり) ※1	1名	平成26年 12月2日	890円

※1 土・日、年末年始なども勤務があります。

- ◇主な仕事内容：カウンター業務 (パソコン、インターネット使用)、資料登録、本棚整理など
- ◇必要書類：履歴書 (町指定の様式) 八丈町ホームページ (<http://www.town.hachijo.tokyo.jp>) からダウンロードするか、図書館でお受け取りください。
- ◇応募資格：八丈町に住所を有する方 (見込みも含む)、パソコン操作 (エクセル・ワード) ができ、業務に対応できる方
- ◇申込期限：平成26年11月16日 (日) ※詳しくは図書館まで問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話2-0797

自衛官等募集 陸上自衛隊 高等工科学校生徒

高等工科学校生徒 推薦

- 受験資格 中学校卒業 (見込含) 17歳未満の男子
(成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者)
- 受付期間 平成26年11月 1日 (土) ～平成26年12月5日 (金)
- 試験期日 平成27年 1月10日 (土) ～平成27年1月12日 (月) までの間の指定する1日

高等工科学校生徒 一般

- 受験資格 中学卒業 (見込含) 17歳未満の男子
- 受付期間 平成26年11月 1日 (土) ～平成27年1月9日 (金)
- 試験期日 1次 平成27年1月24日 (土)
2次 平成27年2月 5日 (木) ～2月8日 (日) までの間の指定する1日

■問い合わせ■ 自衛隊東京地方協力本部 大田出張所

電話：03-3736-4271

FAX：03-3733-6559

メール：tokyo.pco.oota@rct.gsdf.mod.go.jp H P：http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/oota/

方言サミット・イン八丈島 島民ボランティア募集

八丈町町制施行60周年記念事業「日本の危機言語・方言サミット・イン八丈島」
主催 八丈町 共催 文化庁、国立国語研究所

日 時：12月12日（金）【前夜祭】午後7時30分から
13日（土）午後1時から 14日（日）午前9時から

会 場：八丈町多目的ホールおじゃれ

9月の広報でお知らせのとおり、上記日程で「日本の危機言語・方言サミット・イン八丈島」が開催されます。日本の各地域（与那国島、石垣島、宮古島、沖縄本島、与論島、奄美大島、弘前市、八戸市、北海道平取町）より、多数のお客様（招聘者、研究者、一般の方）がお見えになります。「八丈島に来てよかった・良いイベントであった」と感じてもらえるよう、島を挙げて実りあるイベントにしましょう。

つきましては、イベントに協力いただけるボランティアの方を次のとおり募集します。

（なお、全日参加できなくても結構です）

各地域担当ボランティア （会場内ブースや、舞台での文化紹介の補助）	【16人ほど】
当日の受付ボランティア （島民受付、島外受付、報道関係受付など）	【8人ほど】
会場案内ボランティア （役場から会場へ、受付から会場内の案内）	【8人ほど】
	計32人

<ボランティアの受付>

申込締切：11月17日（月）教育委員会生涯学習係まで

第1回会議：11月25日（火）午後7時30分 町役場内（会場未定）

この会議で、自分の役割が決まります。ぜひ、力を貸してたもうれ。

■申し込み・問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

八丈町放課後子どもプラン指導員の募集

- 対 象 者** ○体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方
○18歳以上（15歳以上の高校生についてはご相談ください。）
- 業 務 内 容** 放課後子どもプラン（がじゅまる教室、とびっこクラブ（学童保育））に参加する小学生児童への指導や見守り
- 勤 務 場 所** 各小学校
- 勤 務 時 間** 放課後（おおよそ午後2時）～午後6時30分（土日祝日を除く平日）
- 時 給** 八丈町労務賃金単価による（保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は優遇（要履歴書記載））
- 応 募 方 法** 八丈町の指定する履歴書（福祉健康課厚生係・教育課生涯学習係で受け取るか、八丈町ホームページからもダウンロードできます。）に写真を貼付のうえ必要事項を全て記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係までお持ちください。
- 勤 務 条 件 等** 八丈町臨時職員の任用に関する規程などによります。
- 採 用 の 方 法** 応募順に名簿に登録され、名簿の中から適任者を選出し、面接を実施した後に決定します。
- 登 録 制 度 お よ び 注 意 事 項** 放課後子どもプラン事業の指導員として働くための希望登録制度です。指導員が必要になった時に、登録された方の中から選定します。



■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

SCHEDULE 2014 11月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 立保健所 八丈老人福祉館

三 大 樫 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
						1 八丈町町制施行60周年記念式典
2 し尿収集運搬休業日	3 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	4	5	6	7 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00 出産祝い金 10:00	8 町制60周年記念グラウンドゴルフ大会 南原スポーツ公園 8:45 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
9 し尿収集運搬休業日	10 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	11 高齢者健康教室 末 10:00~12:00 子ども心理相談 保福 9:00~16:00	12 2歳児歯科健診 保福 9:15~10:00 巡回児童相談会 役場 9:00~16:00	13 高齢者健康教室 中 10:00~12:00	14 すくすく相談 保福 9:30~11:30	15
16 し尿収集運搬休業日	17 高齢者健康教室 三 10:00~12:00 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	18	19	20 高齢者健康教室 大 10:00~12:00	21	22 し尿収集運搬休業日
23 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	24 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	25	26	27 郷土料理教室 保福 10:00~13:00	28 両親学級1日目 保福 13:30~15:30 図書館休館日	29
30 夢伝大会 し尿収集運搬休業日						

町役場開庁日

平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日

※祝日の場合は営業いたします。

町立病院 臨時診療日

(受付時間 / 8:00 ~ 11:00)

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	11月10日(月)~12日(水)	9:00~
糖尿病教室	11月21日(金)	8:30~

※初めて町立八丈病院にかかる方は、午前8時30分からの受け付けとなります。

	休業日		
ふれあいの湯	10日 17日		毎週月曜日
みはらしの湯	4日 11日 18日 25日		毎週火曜日
ザ・BOON	5日 12日 19日 26日		毎週水曜日
やすらぎの湯	6日 13日 20日 27日		毎週木曜日

11月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三根

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 燃・害	5 資源古着	6	7 燃・害	8
9	10 金属	11 燃・害	12 資源	13 びん	14 燃・害	15
16	17 金属	18 燃・害	19 資源	20	21 燃・害	22
23	24 金属	25 燃・害	26 資源	27	28 燃・害	29
30						

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 資源古着	5	6 燃・害	7 金属	8
9	10 燃・害	11 資源	12	13 燃・害	14 金属	15
16	17 燃・害	18 資源	19	20 燃・害 びん	21 金属	22
23	24 燃・害	25 資源	26	27 燃・害	28 金属	29
30						

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 資源古着	6 燃・害	7 金属	8
9	10 燃・害	11	12 資源	13 燃・害	14 金属	15
16	17 燃・害	18	19 資源	20 燃・害 びん	21 金属	22
23	24 燃・害	25	26 資源	27 燃・害	28 金属	29
30						

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。

八丈町役場 出張所 / 三根: 2-0349 樫立: 7-0003 中之郷: 7-0002 末吉: 8-1003 **R70** 70%再生紙を使用しています